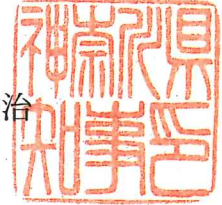


砂 第 59号
令和5年12月25日

一般社団法人 神奈川県トラック協会
会長 吉田 修一 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



土砂搬入禁止区域の指定について（通知）

本県の土砂の適正処理の推進につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂搬入禁止区域の指定をしたので通知します。

つきましては、関係部署及び会員への周知につきましてご協力をお願いします。

1 区域指定日

令和5年12月25日（月）

2 指定の期間

令和5年12月26日から令和6年6月25日まで

3 指定の理由

指定区域における土砂埋立行為については、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出、その他の災害の発生の防止のために必要な措置が講じられておらず、当該区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害する恐れがあると認められるため。

4 添付資料

- (1) 神奈川県公報（令和5年12月25日付け定期第68号）
- (2) 周知用チラシ

問合せ先

県土整備局河川下水道部
砂防課審査グループ 北田、山田
電話045-210-1111（内線6505）



【神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）】

第4章 土砂搬入禁止区域

（土砂搬入禁止区域の指定）

第20条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、土砂埋立行為が行われている土地の区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）（2,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の土地の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 （略）

3 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 第1項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

5～7 （略）

8 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

（土砂の搬入の禁止）

第21条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

第6章 罰則

第30条～第31条 （略）

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の規定に違反して土砂を搬入した者

(2) （略）

第33条～第34条 （略）

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和5年12月25日(月曜日) 号外第68号

目次	ページ
○告示 土砂搬入禁止区域の指定(県土整備・砂防課)	1

告示

神奈川県告示第526号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号)第20条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定した。

令和5年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
相模原市緑区牧野のうち、別図に示す位置及び区域
- 土砂搬入禁止区域の面積
7,786平方メートル
- 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和5年12月26日から令和6年6月25日まで
- 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域における土砂埋立行為については、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のために必要な措置が講じられておらず、当該区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるため

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

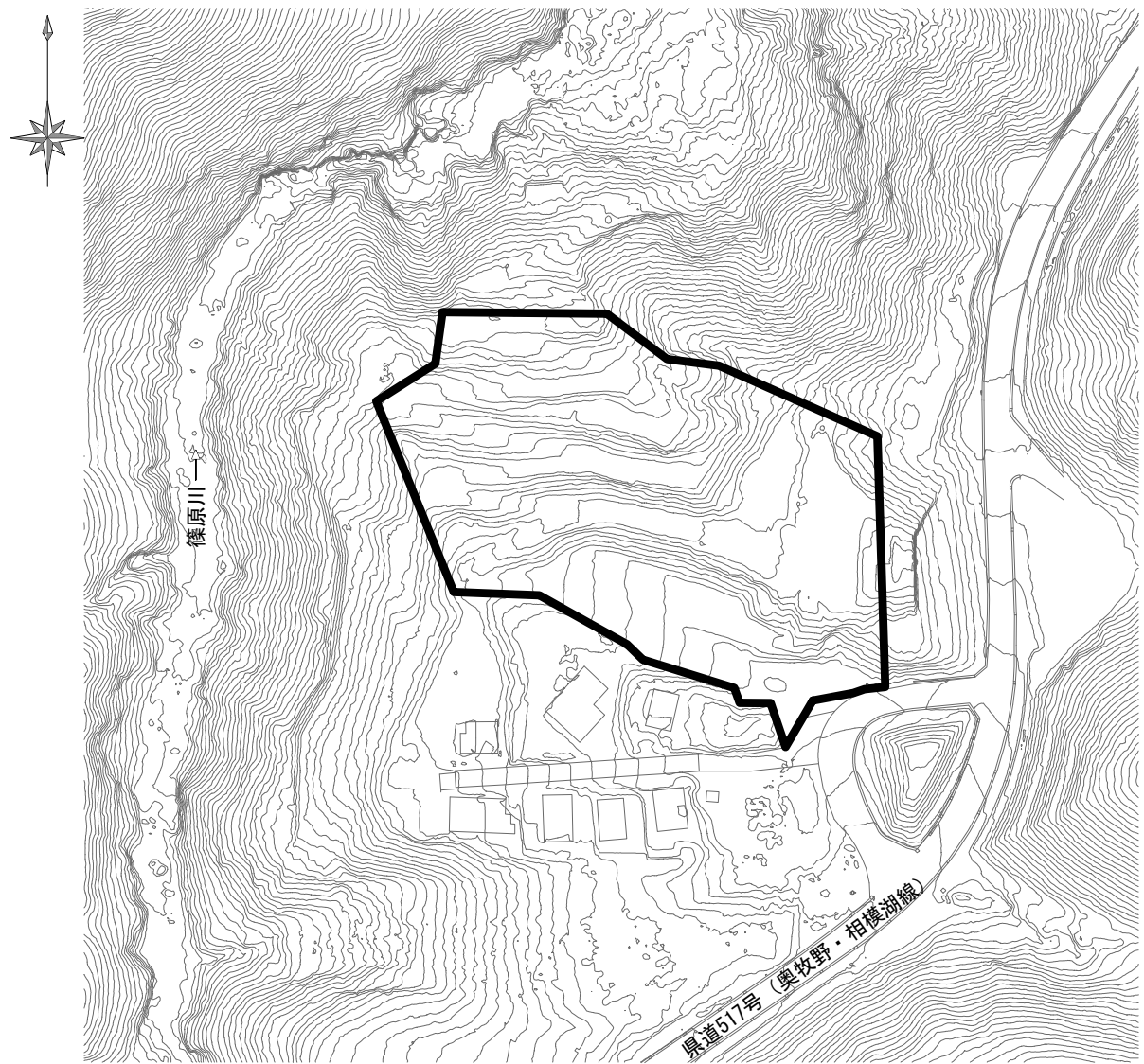
印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八


毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

別図



凡例

 土砂搬入禁止区域

近隣にお住いの皆様
土砂搬出事業者・土砂運搬事業者の皆様

土砂搬入禁止区域の指定について

令和5年12月26日より、相模原市緑区牧野の以下の区域について、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定により**土砂搬入禁止区域**に指定しました。（注：裏面参照）

土砂搬入禁止区域内では、埋立行為者や請負人が反復継続して行う搬入行為だけでなく、トラック運転手等**すべての人による土砂の搬入が禁じられます。**

なお、指定区域内に土砂を搬入した者は、同条例第32条により**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処される場合があります。



【土砂の搬入行為を見つけれられた場合は、以下の連絡先までご連絡ください。】

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター許認可指導課 電話 (042) 784-1111 内線 441
神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課審査グループ 電話 (045) 210-1111 内線 6505



注：令和5年12月25日（神奈川県告示第526号）

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第20条第1項の規定により、次のとおり土砂搬入禁止区域を指定した。

令和5年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
相模原市緑区牧野のうち、別図に示す位置及び区域 ※ 別図：表面の図面
- 2 土砂搬入禁止区域の面積
7,786 平方メートル
- 3 土砂搬入禁止区域の指定の期間
令和5年12月26日から令和6年6月25日まで
- 4 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域における土砂埋立行為については、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出、その他の災害の発生の防止のために必要な措置が講じられておらず、当該区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害する恐れがあると認められるため。